

小樽市共生型訪問型サービス(独自)サービスコード表 (小樽市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱訪問型サービス費(2)の(1)指定居宅介護事業所が行う場合×100%)

小樽市の被保険者(住所地特例対象者を除く。)について全ての事業者が使用

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	合成 単位数	算定単位
種類	項目				
A2	1121	訪問型独自サービス／211	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合		
A2	2121	訪問型独自サービス／211日割			
A2	1221	訪問型独自サービス／212			
A2	2221	訪問型独自サービス／212日割			
A2	1331	訪問型独自サービス／213			
A2	2331	訪問型独自サービス／213日割	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合		
A2	C221	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算／211			
A2	C230	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算／211日割			
A2	C222	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算／212			
A2	C223	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算／212日割			
A2	C224	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算／213	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合		
A2	C225	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算／213日割			
A2	D221	訪問型独自業務継続計画未策定減算／211			
A2	D230	訪問型独自業務継続計画未策定減算／211日割			
A2	D222	訪問型独自業務継続計画未策定減算／212			
A2	D223	訪問型独自業務継続計画未策定減算／212日割	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合		
A2	D224	訪問型独自業務継続計画未策定減算／213			
A2	D225	訪問型独自業務継続計画未策定減算／213日割			
A2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合		
A2	6003	訪問型独自サービス同一建物減算2			
A2	6002	訪問型独自サービス同一建物減算3			
A2	8000	訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算		
A2	8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割			
A2	8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算		
A2	8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割			
A2	8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		
A2	8111	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算日割			
A2	4011	訪問型独自サービス初回加算／2	ロ 初回加算		
A2	4013	訪問型独自サービス生活機能向上加算Ⅰ／2	ハ 生活機能向上連携加算		
A2	4012	訪問型独自サービス生活機能向上加算Ⅱ／2			
A2	6112	訪問型独自口腔連携強化加算／2	ニ 口腔連携強化加算		
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ホ 介護職員等処遇改善加算		
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ			
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ			
A2	6380	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅳ			
A2	6381	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ1	(5)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)		
A2	6382	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ2			
A2	6383	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ3			
A2	6384	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ4			
A2	6385	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ5			
A2	6386	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ6			
A2	6387	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ7			
A2	6388	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ8			
A2	6389	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ9			
A2	6390	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ10			
A2	6391	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ11			
A2	6392	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ12			
A2	6393	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ13			
A2	6394	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ14			

※「特別地域加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「介護職員処遇改善加算」、は支給限度額管理の対象外の算定項目

※「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」、「事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合」

「同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合」を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該減算前の単位数を算入

※同一建物減算、特別地域加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、介護職員等処遇改善加算、は、すべてのパターンで使用するサービスコードのため、サービスコードは共通となります

【色分けルール】

- ・水色→新設
- ・黄色又は赤字→変更
- ・灰色→廃止

小樽市共生型訪問型サービス(独自)サービスコード表 (小樽市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱訪問型サービス費(2)の(2)指定居宅介護事業所が行う場合×70%)

小樽市の被保険者(住所地特例対象者を除く。)について全ての事業者が使用

サービスコード		サービス内容略称			算定項目	合成 単位数	算定単位
種類	項目						
A2	1131	訪問型独自サービス／311	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1) 1週に1回程度の場合	1176単位 × 70% = 823単位	823	1月につき
A2	2131	訪問型独自サービス／311日割		823単位	日割りの場合	27単位	1日につき
A2	1231	訪問型独自サービス／312		(2) 1週に2回程度の場合	2349単位 × 70% = 1644単位	1,644	1月につき
A2	2231	訪問型独自サービス／312日割		1,644単位	日割りの場合	54単位	1日につき
A2	1341	訪問型独自サービス／313		(3) 1週に2回を超える程度の場合	3727単位 × 70% = 2609単位	2,609	1月につき
A2	2341	訪問型独自サービス／313日割		2,609単位	日割りの場合	86単位	1日につき
A2	C231	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算／311	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1) 1週に1回程度の場合	8単位減算	-8	1月につき
A2	C240	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算／311日割			日割りの場合	1単位減算	-1 1日につき
A2	C232	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算／312		(2) 1週に2回程度の場合	16単位減算	-16	1月につき
A2	C233	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算／312日割			日割りの場合	1単位減算	-1 1日につき
A2	C234	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算／313		(3) 1週に2回を超える程度の場合	26単位減算	-26	1月につき
A2	C235	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算／313日割			日割りの場合	1単位減算	-1 1日につき
A2	D231	訪問型独自業務継続計画未策定減算／311	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1) 1週に1回程度の場合	8単位減算	-8	1月につき
A2	D240	訪問型独自業務継続計画未策定減算／311日割			日割りの場合	1単位減算	-1 1日につき
A2	D232	訪問型独自業務継続計画未策定減算／312		(2) 1週に2回程度の場合	16単位減算	-16	1月につき
A2	D233	訪問型独自業務継続計画未策定減算／312日割			日割りの場合	1単位減算	-1 1日につき
A2	D234	訪問型独自業務継続計画未策定減算／313		(3) 1週に2回を超える程度の場合	26単位減算	-26	1月につき
A2	D235	訪問型独自業務継続計画未策定減算／313日割			日割りの場合	1単位減算	-1 1日につき
A2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物の利用者にサービスを行う場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合		所定単位数の 10%減算	1月につき
A2	6003	訪問型独自サービス同一建物減算2		事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合		所定単位数の 15%減算	
A2	6002	訪問型独自サービス同一建物減算3		同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合		所定単位数の 12%減算	
A2	8000	訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算			所定単位数の 15%加算	1月につき
A2	8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割				所定単位数の 15%加算	1日につき
A2	8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算			所定単位数の 10%加算	1月につき
A2	8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割				所定単位数の 10%加算	1日につき
A2	8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算			所定単位数の 5%加算	1月につき
A2	8111	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算日割				所定単位数の 5%加算	1日につき
A2	4021	訪問型独自サービス初回加算／3	ロ 初回加算			200単位加算	200
A2	4023	訪問型独自サービス生活機能向上加算Ⅰ／3	ハ 生活機能向上連携加算		(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100単位加算	100
A2	4022	訪問型独自サービス生活機能向上加算Ⅱ／3			(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200単位加算	200
A2	6122	訪問型独自サービス口腔連携強化加算／3	ニ 口腔連携強化加算			50単位加算	50 月1回限度
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ホ 介護職員等処遇改善加算		(1)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の245/1000 加算	1月につき
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ			(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の224/1000 加算	
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ			(3)介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の182/1000 加算	
A2	6380	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅳ			(4)介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	所定単位数の145/1000 加算	
A2	6381	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ1	(5)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)	(一) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ) (1)	所定単位数の221/1000 加算		
A2	6382	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ2		(二) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ) (2)	所定単位数の208/1000 加算		
A2	6383	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ3		(三) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ) (3)	所定単位数の200/1000 加算		
A2	6384	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ4		(四) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ) (4)	所定単位数の187/1000 加算		
A2	6385	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ5		(五) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ) (5)	所定単位数の184/1000 加算		
A2	6386	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ6		(六) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ) (6)	所定単位数の163/1000 加算		
A2	6387	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ7		(七) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ) (7)	所定単位数の163/1000 加算		
A2	6388	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ8		(八) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ) (8)	所定単位数の158/1000 加算		
A2	6389	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ9		(九) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ) (9)	所定単位数の142/1000 加算		
A2	6390	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ10		(十) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ) (10)	所定単位数の139/1000 加算		
A2	6391	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ11		(十一)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ) (11)	所定単位数の121/1000 加算		
A2	6392	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ12		(十二)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ) (12)	所定単位数の118/1000 加算		
A2	6393	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ13		(十三)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ) (13)	所定単位数の100/1000 加算		
A2	6394	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ14		(十四)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ) (14)	所定単位数の 76/1000 加算		

【色分けルール】

- ・水色→新設
- ・黄色又は赤字→変更
- ・灰色→廃止

※「特別地域加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「介護職員処遇改善加算」、は支給限度額管理の対象外の算定項目

※「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」、「事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合」

「同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合」を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該減算前の単位数を算入

※同一建物減算、特別地域加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、介護職員等処遇改善加算、

は、すべてのパターンで使用するサービスコードのため、サービスコードは共通となります

小樽市共生型訪問型サービス(独自)サービスコード表 (小樽市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱訪問型サービス費②の(3)重度訪問介護事業者等が行う場合×93%)

小樽市の被保険者(住所地特例対象者を除く。)について全ての事業者が使用

サービスコード		サービス内容略称	算定項目				合成 単位数	算定単位	
種類	項目								
A2	1141	訪問型独自サービス／411	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1) 1週に1回程度の場合	1176単位 × 93% = 1094単位		1,094	1月につき	
A2	2141	訪問型独自サービス／411日割		1, 094単位	日割りの場合	36単位		36	1日につき
A2	1241	訪問型独自サービス／412		(2) 1週に2回程度の場合	2349単位 × 93% = 2185単位		2,185	1月につき	
A2	2241	訪問型独自サービス／412日割		2, 185単位	日割りの場合	72単位		72	1日につき
A2	1351	訪問型独自サービス／413		(3) 1週に2回を超える程度の場合	3727単位 × 93% = 3466単位		3,466	1月につき	
A2	2351	訪問型独自サービス／413日割		3,466単位	日割りの場合	114単位		114	1日につき
A2	C241	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算／411	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1) 1週に1回程度の場合	11単位減算		-11	1月につき	
A2	C250	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算／411日割			日割りの場合	1単位減算		-1	1日につき
A2	C242	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算／412		(2) 1週に2回程度の場合	21単位減算		-21	1月につき	
A2	C243	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算／412日割			日割りの場合	1単位減算		-1	1日につき
A2	C244	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算／413		(3) 1週に2回を超える程度の場合	34単位減算		-34	1月につき	
A2	C245	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算／413日割			日割りの場合	1単位減算		-1	1日につき
A2	D241	訪問型独自業務継続計画未策定減算／411	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1) 1週に1回程度の場合	11単位減算		-11	1月につき	
A2	D250	訪問型独自業務継続計画未策定減算／411日割			日割りの場合	1単位減算		-1	1日につき
A2	D242	訪問型独自業務継続計画未策定減算／412		(2) 1週に2回程度の場合	21単位減算		-21	1月につき	
A2	D243	訪問型独自業務継続計画未策定減算／412日割			日割りの場合	1単位減算		-1	1日につき
A2	D244	訪問型独自業務継続計画未策定減算／413		(3) 1週に2回を超える程度の場合	34単位減算		-34	1月につき	
A2	D245	訪問型独自業務継続計画未策定減算／413日割			日割りの場合	1単位減算		-1	1日につき
A2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物の利用者にサービスを行う場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合			所定単位数の 10%減算	1月につき	
A2	6003	訪問型独自サービス同一建物減算2		事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合			所定単位数の 15%減算		
A2	6002	訪問型独自サービス同一建物減算3		同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合			所定単位数の 12%減算		
A2	8000	訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算		所定単位数の 15%加算			1月につき	
A2	8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割			所定単位数の 15%加算			1日につき	
A2	8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算		所定単位数の 10%加算			1月につき	
A2	8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割			所定単位数の 10%加算			1日につき	
A2	8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の 5%加算			1月につき	
A2	8111	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算日割			所定単位数の 5%加算			1日につき	
A2	4031	訪問型独自サービス初回加算／4	ロ 初回加算		200単位加算			200	
A2	4033	訪問型独自サービス生活機能向上加算Ⅰ／4	ハ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)			100単位加算	1月につき	
A2	4032	訪問型独自サービス生活機能向上加算Ⅱ／4		(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)			200単位加算		
A2	6132	訪問型独自口腔連携強化加算／4	ニ 口腔連携強化加算		50単位加算			50 1回につき	
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ホ 介護職員等処遇改善加算	(1)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)			所定単位数の245/1000 加算	1月につき	
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)			所定単位数の224/1000 加算		
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)			所定単位数の182/1000 加算		
A2	6380	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)			所定単位数の145/1000 加算		
A2	6381	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ1		(5)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)	(一) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ) (1)				所定単位数の221/1000 加算
A2	6382	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ2			(二) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ) (2)				所定単位数の208/1000 加算
A2	6383	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ3			(三) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ) (3)				所定単位数の200/1000 加算
A2	6384	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ4			(四) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ) (4)				所定単位数の187/1000 加算
A2	6385	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ5			(五) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ) (5)				所定単位数の184/1000 加算
A2	6386	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ6			(六) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ) (6)				所定単位数の163/1000 加算
A2	6387	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ7			(七) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ) (7)				所定単位数の163/1000 加算
A2	6388	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ8			(八) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ) (8)				所定単位数の158/1000 加算
A2	6389	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ9			(九) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ) (9)				所定単位数の142/1000 加算
A2	6390	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ10			(十) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ) (10)				所定単位数の139/1000 加算
A2	6391	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ11	(十一)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ) (11)			所定単位数の121/1000 加算			
A2	6392	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ12	(十二)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ) (12)			所定単位数の118/1000 加算			
A2	6393	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ13	(十三)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ) (13)			所定単位数の100/1000 加算			
A2	6394	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ14	(十四)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ) (14)			所定単位数の 76/1000 加算			

※「特別地域加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「介護職員処遇等改善加算」、は支給限度額管理の対象外の算定項目

※「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」、「事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合」

「同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合」を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該減算前の単位数を算入

※同一建物減算、特別地域加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、介護職員等処遇改善加算、は、すべてのパターンで使用するサービスコードのため、サービスコードは共通となります

【色分けルール】

- ・水色→新設
- ・黄色又は赤字→変更
- ・灰色→廃止

小樽市共生型通所型サービス(独自)サービスコード表(小樽市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱通所型サービス費(2)の(1)指定居宅介護事業所が行う場合×93%)
小樽市の被保険者(住所地特例対象者を除く。)について全ての事業者が使用

サービスコード		サービス内容略称	算定項目				合成 単位数	算定単位			
種類	項目										
A6	1311	通所型独自サービス／311	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1・要支援2 (週1回程度利用)1, 672単位	1, 798	×	93%	1,672単位	1月につき		
A6	1312	通所型独自サービス／311日割			日割の場合			55単位	55	1日につき	
A6	1321	通所型独自サービス／312			事業対象者・要支援2(週2回程度利用) 3, 368単位	3, 621	×	93%	3, 368単位	3,368	1月につき
A6	1322	通所型独自サービス／312日割	日割の場合				111単位	111	1日につき		
A6	C231	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算／311	事業対象者・要支援1・要支援2(週1回程度利用)				17単位減算	-17	1月につき		
A6	C232	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算／311日割		日割の場合			1単位減算	-1	1日につき		
A6	C233	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算／312		事業対象者・要支援2(週2回程度利用)			33単位減算	-33	1月につき		
A6	C234	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算／312日割	日割の場合				1単位減算	-1	1日につき		
A6	D231	通所型独自業務継続計画未策定減算／311	事業対象者・要支援1・要支援2(週1回程度利用)				17単位減算	-17	1月につき		
A6	D232	通所型独自業務継続計画未策定減算／311日割		日割の場合			1単位減算	-1	1日につき		
A6	D233	通所型独自業務継続計画未策定減算／312		事業対象者・要支援2(週2回程度利用)			33単位減算	-33	1月につき		
A6	D234	通所型独自業務継続計画未策定減算／312日割	日割の場合				1単位減算	-1	1日につき		
A6	8110	通所型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算				所定単位数の 5% 加算		1月につき		
A6	8111	通所型独自サービス中山間地域等加算日割					所定単位数の 5% 加算		1日につき		
A6	6135	通所型独自サービス同一建物減算／31	事業所と同一の建物に居住する又は同一建物から利用する者に通所型サービス(独自)を行う場合	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1・要支援2(週1回程度利用)			376単位減算	-376	1月につき	
A6	6136	通所型独自サービス同一建物減算／32			事業対象者・要支援2(週2回程度利用)			752単位減算	-752		
A6	5632	通所型独自送迎減算／3			事業所が送迎を行わない場合			47単位減算	-47		片道につき
A6	5030	通所型独自生活上グループ活動加算／3	ロ 生活機能向上グループ活動加算				100単位加算	100			
A6	6139	通所型独自サービス若年性認知症受入加算／3	ハ 若年性認知症利用者受入加算				240単位加算	240			
A6	6130	通所型独自サービス栄養アセスメント加算／3	ニ 栄養アセスメント加算				50単位加算	50			
A6	5023	通所型独自サービス栄養改善加算／3	ホ 栄養改善加算				200単位加算	200			
A6	5024	通所型独自サービス口腔機能向上加算Ⅰ／3	ヘ 口腔機能向上加算	(1)口腔機能向上加算(Ⅰ)				150単位加算	150		
A6	5031	通所型独自サービス口腔機能向上加算Ⅱ／3		(2)口腔機能向上加算(Ⅱ)				160単位加算	160		
A6	6330	通所型独自一体的サービス提供加算／3	ト 一体的サービス強化加算			480単位加算			480		
A6	6031	通所型独自サービス提供体制加算Ⅰ／31	チ サービス提供体制強化加算	(1)サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	事業対象者・要支援1・要支援2(週1回程度利用)	88単位加算			88	1月につき	
A6	6032	通所型独自サービス提供体制加算Ⅰ／32		(2)サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	事業対象者・要支援2(週2回程度利用)	176単位加算			176		
A6	6137	通所型独自サービス提供体制加算Ⅱ／31		(3)サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	事業対象者・要支援1・要支援2(週1回程度利用)	72単位加算			72		
A6	6138	通所型独自サービス提供体制加算Ⅱ／32	リ 生活機能向上連携加算	(1)サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	事業対象者・要支援2(週2回程度利用)	144単位加算			144		
A6	6133	通所型独自サービス提供体制加算Ⅲ／31		(2)生活機能向上連携加算(Ⅰ)	(3月)に1回を限度)	100単位加算			100		
A6	6134	通所型独自サービス提供体制加算Ⅲ／32		(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)		200単位加算			200		
A6	4021	通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ／3	ヌ 口腔・栄養スクリーニング加算	(1)口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)	(1)(6月)に1回を限度)	20単位加算			20	1回につき	
A6	4022	通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ／3		(2)口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)	(2)(6月)に1回を限度)	5単位加算			5		
A6	6220	通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅰ／3	ル 科学的介護推進体制加算	ナ 介護職員等処遇改善加算			40単位加算			40	
A6	6221	通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅱ／3		(1)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の92/1000加算						
A6	6331	通所型独自サービス科学的介護推進体制加算／3		(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の90/1000加算						
A6	6100	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ラ 介護職員等処遇改善加算	(3)介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の80/1000加算				1月につき		
A6	6110	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(4)介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	所定単位数の64/1000加算						
A6	6111	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(5)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)	(一) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ) (1)	所定単位数の81/1000加算					
A6	6380	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅳ		(二) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ) (2)	所定単位数の76/1000加算						
A6	6381	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ1		(三) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ) (3)	所定単位数の79/1000加算						
A6	6382	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ2		(四) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ) (4)	所定単位数の74/1000加算						
A6	6383	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ3		(五) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ) (5)	所定単位数の65/1000加算						
A6	6384	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ4		(六) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ) (6)	所定単位数の63/1000加算						
A6	6385	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ5		(七) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ) (7)	所定単位数の56/1000加算						
A6	6386	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ6		(八) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ) (8)	所定単位数の69/1000加算						
A6	6387	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ7		(九) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ) (9)	所定単位数の54/1000加算						
A6	6388	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ8		(十) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ) (10)	所定単位数の45/1000加算						
A6	6389	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ9		(十一)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ) (11)	所定単位数の53/1000加算						
A6	6390	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ10		(十二)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ) (12)	所定単位数の43/1000加算						
A6	6391	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ11	(十三)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ) (13)	所定単位数の44/1000加算							
A6	6392	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ12	(十四)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ) (14)	所定単位数の33/1000加算							
A6	6393	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ13									
A6	6394	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ14									

定員超過の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目				合成 単位数	算定単位
種類	項目							
A6	8007	通所型独自サービス／311・定超	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1・要支援2(週1回程度利用)	1, 672単位	定員超過の場合 × 70%	1,170	1月につき
A6	8008	通所型独自サービス／311日割・定超			55単位		39	1日につき
A6	8017	通所型独自サービス／312・定超		事業対象者・要支援2(週2回程度)	3, 368単位		2,358	1月につき
A6	8018	通所型独自サービス／312日割・定超			111単位		78	1日につき

看護・介護職員が欠員の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目				合成 単位数	算定単位
種類	項目							
A6	9007	通所型独自サービス／311・欠	イ 1週当たりの標準的な回数 を定める場合	事業対象者・要支援1・要支援2(週1回程度利用)	1, 672単位	看護・介護職員が 欠員の場合 × 70%	1,170	1月につき
A6	9008	通所型独自サービス／311日割・欠			55単位		39	1日につき
A6	9017	通所型独自サービス／312・欠		事業対象者・要支援2(週2回程度)	3, 368単位		2,358	1月につき
A6	9018	通所型独自サービス／312日割・欠			111単位		78	1日につき

※「事業所と同一の建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービス(独自)を行う場合」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員等処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目
※「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「介護職員等処遇改善加算」、は通所型サービスのすべてのパターンで使用するサービスコードのため、サービスコードは共通となります

【色分けルール】
・水色→新設
・黄色又は赤字→変更
・灰色→廃止

小樽市共生型通所型サービス(独自)サービスコード表(小樽市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱通所型サービス費(2)の(2)自立訓練事業所が行う場合×95%)
小樽市の被保険者(住所地特例対象者を除く。)について全ての事業者が使用

サービスコード		サービス内容略称	算定項目					合成 単位数	算定単位	
種類	項目									
A6	1411	通所型独自サービス／411	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1・要支援2 (週1回程度利用)1,708単位	1,798	×	95%	1,708単位	1,708	1月につき
A6	1412	通所型独自サービス／411日割		日割の場合				56単位	56	1日につき
A6	1421	通所型独自サービス／412		事業対象者・要支援2(週2回程度利用)	3,621	×	95%	3,440単位	3,440	1月につき
A6	1422	通所型独自サービス／412日割		日割の場合				113単位	113	1日につき
A6	C241	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算／411	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1・要支援2(週1回程度利用)				17単位減算	-17	1月につき
A6	C242	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算／411日割		日割の場合				1単位減算	-1	1日につき
A6	C243	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算／412		事業対象者・要支援2(週2回程度利用)				34単位減算	-34	1月につき
A6	C244	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算／412日割		日割の場合				1単位減算	-1	1日につき
A6	D241	通所型独自業務継続計画未策定減算／411	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1・要支援2(週1回程度利用)				17単位減算	-17	1月につき
A6	D242	通所型独自業務継続計画未策定減算／411日割		日割の場合				1単位減算	-1	1日につき
A6	D243	通所型独自業務継続計画未策定減算／412		事業対象者・要支援2(週2回程度利用)				34単位減算	-34	1月につき
A6	D244	通所型独自業務継続計画未策定減算／412日割		日割の場合				1単位減算	-1	1日につき
A6	8110	通所型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算					所定単位数の 5% 加算		1月につき
A6	8111	通所型独自サービス中山間地域等加算日割						所定単位数の 5% 加算		1日につき
A6	6145	通所型独自サービス同一建物減算／41	事業所と同一の建物に居住する又は同一建物から利用する者に通所型サービス(独自)を行う場合	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1・要支援2(週1回程度利用)			376単位減算	-376	1月につき
A6	6146	通所型独自サービス同一建物減算／42	事業所が送迎を行わない場合		事業対象者・要支援2(週2回程度利用)			752単位減算	-752	1月につき
A6	5642	通所型独自送迎減算／4	事業所が送迎を行わない場合					47単位減算	-47	片道につき
A6	5040	通所型独自生活上グループ活動加算／4	ロ 生活機能向上グループ活動加算					100単位加算	100	
A6	6149	通所型独自サービス若年性認知症受入加算／4	ハ 若年性認知症利用者受入加算					240単位加算	240	
A6	6140	通所型独自サービス栄養アセスメント加算	ニ 栄養アセスメント加算					50単位加算	50	
A6	5033	通所型独自サービス栄養改善加算／4	ホ 栄養改善加算					200単位加算	200	
A6	5034	通所型独自サービス口腔機能向上加算Ⅰ／4	ヘ 口腔機能向上加算	(1)口腔機能向上加算(Ⅰ)				150単位加算	150	
A6	5041	通所型独自サービス口腔機能向上加算Ⅱ／4		(2)口腔機能向上加算(Ⅱ)				160単位加算	160	
A6	6340	通所型独自一体的サービスの提供加算／4	ト 一体的サービスの強化加算					480単位加算	480	
A6	6041	通所型独自サービス提供体制加算Ⅰ／41	チ サービス提供体制強化加算	(1)サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	事業対象者・要支援1・要支援2(週1回程度利用)			88単位加算	88	1月につき
A6	6042	通所型独自サービス提供体制加算Ⅰ／42		(2)サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	事業対象者・要支援2(週2回程度利用)			176単位加算	176	
A6	6147	通所型独自サービス提供体制加算Ⅱ／41		(3)サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	事業対象者・要支援1・要支援2(週1回程度利用)			72単位加算	72	
A6	6148	通所型独自サービス提供体制加算Ⅱ／42		(4)サービス提供体制強化加算(Ⅳ)	事業対象者・要支援2(週2回程度利用)			144単位加算	144	
A6	6143	通所型独自サービス提供体制加算Ⅲ／41	リ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)	事業対象者・要支援1・要支援2(週1回程度利用)			24単位加算	24	
A6	6144	通所型独自サービス提供体制加算Ⅲ／42		(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)	事業対象者・要支援2(週2回程度利用)			48単位加算	48	
A6	4031	通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ／4		(3)生活機能向上連携加算(Ⅲ)	事業対象者・要支援1・要支援2(週1回程度利用)			100単位加算	100	
A6	4032	通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ／4		(4)生活機能向上連携加算(Ⅳ)	事業対象者・要支援2(週2回程度利用)			200単位加算	200	
A6	6230	通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅰ／4	ヌ 口腔・栄養スクリーニング加算	(1)口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)	(6月に1回を限度)			20単位加算	20	1回につき
A6	6231	通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅱ／4		(2)口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)	(6月に1回を限度)			5単位加算	5	
A6	6341	通所型独自サービス科学的介護推進体制加算／4	ル 科学的介護推進体制加算					40単位加算	40	
A6	6100	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ヲ 介護職員等処遇改善加算	(1)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)				所定単位数の92/1000加算		
A6	6110	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)				所定単位数の90/1000加算		
A6	6111	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)				所定単位数の80/1000加算		
A6	6380	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)				所定単位数の64/1000加算		
A6	6381	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ1		(5)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)	(一) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ) (1)			所定単位数の81/1000加算		
A6	6382	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ2			(二) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ) (2)			所定単位数の76/1000加算		
A6	6383	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ3			(三) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ) (3)			所定単位数の79/1000加算		
A6	6384	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ4			(四) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ) (4)			所定単位数の74/1000加算		
A6	6385	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ5			(五) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ) (5)			所定単位数の65/1000加算		1月につき
A6	6386	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ6			(六) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ) (6)			所定単位数の63/1000加算		
A6	6387	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ7			(七) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ) (7)			所定単位数の56/1000加算		
A6	6388	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ8			(八) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ) (8)			所定単位数の69/1000加算		
A6	6389	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ9			(九) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ) (9)			所定単位数の54/1000加算		
A6	6390	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ10			(十) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ) (10)			所定単位数の45/1000加算		
A6	6391	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ11		(十一)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ) (11)			所定単位数の53/1000加算			
A6	6392	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ12		(十二)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ) (12)			所定単位数の43/1000加算			
A6	6393	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ13		(十三)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ) (13)			所定単位数の44/1000加算			
A6	6394	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ14		(十四)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ) (14)			所定単位数の33/1000加算			

定員超過の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目				合成 単位数	算定単位
種類	項目							
A6	8021	通所型独自サービス／411・定超	イ 1週当たりの標準的な回数 を定める場合	事業対象者・要支援1・要支援2(週1回程度利用)	1,708単位	定員超過の場合 × 70%	1,196	1月につき
A6	8022	通所型独自サービス／411日割・定超			56単位		39	1日につき
A6	8031	通所型独自サービス／412・定超		事業対象者・要支援2(週2回程度)	3,440単位		2,408	1月につき
A6	8032	通所型独自サービス／412日割・定超			113単位		79	1日につき

看護・介護職員が欠員の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目				合成 単位数	算定単位
種類	項目							
A6	9021	通所型独自サービス／411・人欠	イ 1週当たりの標準的な回数 を定める場合	事業対象者・要支援1・要支援2(週1回程度利用)	1,708単位	看護・介護職員が 欠員の場合 × 70%	1,196	1月につき
A6	9022	通所型独自サービス／411日割・人欠			56単位		39	1日につき
A6	9031	通所型独自サービス／412・人欠		事業対象者・要支援2(週2回程度)	3,440単位		2,408	1月につき
A6		、支給限度額管理の対象外の算定項目			113単位		79	1日につき

※「事業所と同一の建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービス(独自)を行う場合」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員等処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目
※「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「介護職員等処遇改善加算」、は通所型サービスのすべてのパターンで使用するサービスコードのため、サービスコードは共通となります

【色分けルール】
・水色→新設
・黄色又は赤字→変更
・灰色→廃止

小樽市共生型通所型サービス(独自)サービスコード表(小樽市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱通所型サービス費(2)の(3)児童発達支援、放課後デイが行う場合×90%)
小樽市の被保険者(住所地特例対象者を除く。)について全ての事業者が使用

サービスコード		サービス内容略称	算定項目				合成 単位数	算定単位	
種類	項目								
A6	1511	通所型独自サービス／511	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1・要支援2 (週1回程度利用)1, 618単位	1, 798 × 90%	1,618単位	1,618	1月につき	
A6	1512	通所型独自サービス／511日割		日割の場合		53単位	53	1日につき	
A6	1521	通所型独自サービス／512		事業対象者・要支援2(週2回程度利用)	3, 621 × 90%	3, 259単位	3,259	1月につき	
A6	1522	通所型独自サービス／512日割		日割の場合		107単位	107	1日につき	
A6	C251	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算／511	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1・要支援2(週1回程度利用)		16単位減算	-16	1月につき	
A6	C252	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算／511日割		日割の場合		1単位減算	-1	1日につき	
A6	C253	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算／512		事業対象者・要支援2(週2回程度利用)		32単位減算	-32	1月につき	
A6	C254	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算／512日割		日割の場合		1単位減算	-1	1日につき	
A6	D251	通所型独自業務継続計画未策定減算／511	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1・要支援2(週1回程度利用)		16単位減算	-16		
A6	D252	通所型独自業務継続計画未策定減算／511日割		日割の場合		1単位減算	-1	1日につき	
A6	D253	通所型独自業務継続計画未策定減算／512		事業対象者・要支援2(週2回程度利用)		32単位減算	-32	1月につき	
A6	D254	通所型独自業務継続計画未策定減算／512日割		日割の場合		1単位減算	-1	1日につき	
A6	8110	通所型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算			所定単位数の 5% 加算		1月につき	
A6	8111	通所型独自サービス中山間地域等加算日割				所定単位数の 5% 加算		1日につき	
A6	6155	通所型独自サービス同一建物減算／51	事業所と同一の建物に居住する又は同一建物から利用する者に通所型サービス(独自)を行う場合	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1・要支援2(週1回程度利用)	376単位減算	-376	1月につき	
A6	6156	通所型独自サービス同一建物減算／52			事業対象者・要支援2(週2回程度利用)	752単位減算	-752		
A6	5652	通所型独自送迎減算／5	事業所が送迎を行わない場合			47単位減算	-47	片道につき	
A6	5050	通所型独自生活向上グループ活動加算／5	ロ 生活機能向上グループ活動加算			100単位加算	100		
A6	6159	通所型独自サービス若年性認知症受入加算／5	ハ 若年性認知症利用者受入加算			240単位加算	240		
A6	6150	通所型独自サービス栄養アセスメント加算／5	ニ 栄養アセスメント加算			50単位加算	50		
A6	5043	通所型独自サービス栄養改善加算／5	ホ 栄養改善加算			200単位加算	200		
A6	5044	通所型独自サービス口腔機能向上加算Ⅰ／5	ヘ 口腔機能向上加算	(1)口腔機能向上加算(Ⅰ)		150単位加算	150		
A6	5051	通所型独自サービス口腔機能向上加算Ⅱ／5		(2)口腔機能向上加算(Ⅱ)		160単位加算	160		
A6	6350	通所型独自一体的サービス提供加算／5	ト 一体的サービス強化加算			480単位加算	480		
A6	6051	通所型独自サービス提供体制加算Ⅰ／51	チ サービス提供体制強化加算	(1)サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	事業対象者・要支援1・要支援2(週1回程度利用)	88単位加算	88	1月につき	
A6	6052	通所型独自サービス提供体制加算Ⅰ／52		(2)サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	事業対象者・要支援2(週2回程度利用)	176単位加算	176		
A6	6157	通所型独自サービス提供体制加算Ⅱ／51		(3)サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	事業対象者・要支援1・要支援2(週1回程度利用)	72単位加算	72		
A6	6158	通所型独自サービス提供体制加算Ⅱ／52		(4)サービス提供体制強化加算(Ⅳ)	事業対象者・要支援2(週2回程度利用)	144単位加算	144		
A6	6153	通所型独自サービス提供体制加算Ⅲ／51	リ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)	事業対象者・要支援1・要支援2(週1回程度利用)	24単位加算	24	1月につき	
A6	6154	通所型独自サービス提供体制加算Ⅲ／52		(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)	事業対象者・要支援2(週2回程度利用)	48単位加算	48		
A6	4041	通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ／5		(3)生活機能向上連携加算(Ⅲ)	事業対象者・要支援1・要支援2(週1回程度利用)	100単位加算	100		
A6	4042	通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ／5		(4)生活機能向上連携加算(Ⅳ)	事業対象者・要支援2(週2回程度利用)	200単位加算	200		
A6	6240	通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅰ／5	ス 口腔・栄養スクリーニング加算	(1)口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)(6月に1回を限度)		20単位加算	20	1回につき	
A6	6241	通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅱ／5		(2)口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)(6月に1回を限度)		5単位加算	5		
A6	6351	通所型独自サービス科学的介護推進体制加算／5	ル 科学的介護推進体制加算			40単位加算	40		
A6	6100	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ラ 介護職員等処遇改善加算	(1)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)		所定単位数の92/1000加算		1月につき	
A6	6110	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)		所定単位数の90/1000加算			
A6	6111	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)		所定単位数の80/1000加算			
A6	6380	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)		所定単位数の64/1000加算			
A6	6381	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ1		(5)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)	(一) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ) (1)	所定単位数の81/1000加算			
A6	6382	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ2		(二) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ) (2)		所定単位数の76/1000加算			
A6	6383	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ3		(三) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ) (3)		所定単位数の79/1000加算			
A6	6384	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ4		(四) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ) (4)		所定単位数の74/1000加算			
A6	6385	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ5		(五) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ) (5)		所定単位数の65/1000加算			
A6	6386	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ6		(六) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ) (6)		所定単位数の63/1000加算			
A6	6387	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ7		(七) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ) (7)		所定単位数の56/1000加算			
A6	6388	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ8		(八) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ) (8)		所定単位数の69/1000加算			
A6	6389	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ9		(九) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ) (9)		所定単位数の54/1000加算			
A6	6390	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ10		(十) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ) (10)		所定単位数の45/1000加算			
A6	6391	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ11		(十一)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ) (11)		所定単位数の53/1000加算			
A6	6392	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ12		(十二)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ) (12)		所定単位数の43/1000加算			
A6	6393	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ13		(十三)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ) (13)		所定単位数の44/1000加算			
A6	6394	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ14		(十四)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ) (14)		所定単位数の33/1000加算			

定員超過の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目				合成 単位数	算定単位
種類	項目							
A6	8024	通所型独自サービス／511・定超	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1・要支援2(週1回程度利用)	1, 618単位	定員超過の場合 × 70%	1,133	1月につき
A6	8025	通所型独自サービス／511日割・定超			53単位		37	1日につき
A6	8034	通所型独自サービス／512・定超		事業対象者・要支援2(週2回程度)	3, 259単位		2,281	1月につき
A6	8035	通所型独自サービス／512日割・定超			107単位		75	1日につき

看護・介護職員が欠員の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目				合成 単位数	算定単位
種類	項目							
A6	9024	通所型独自サービス／511・欠	イ 1週当たりの標準的な回数 を定める場合	事業対象者・要支援1・要支援2(週1回程度利用)	1, 618単位	看護・介護職員が 欠員の場合 × 70%	1,133	1月につき
A6	9025	通所型独自サービス／511日割・欠			53単位		37	1日につき
A6	9034	通所型独自サービス／512・欠		事業対象者・要支援2(週2回程度)	3, 259単位		2,281	1月につき
A6	9035	通所型独自サービス／512日割・欠			107単位		75	1日につき

※「事業所と同一の建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービス(独自)を行う場合」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員等処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目
※「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「介護職員等処遇改善加算」、は通所型サービスのすべてのパターンで使用するサービスコードのため、サービスコードは共通となります

【色分けルール】
・水色→新設
・黄色又は赤字→変更
・灰色→廃止